

医療法人 永原診療会 倫理規定

- 職員は、患者様や利用者様の暮らしを守るために、努力しなければならない。
- 職員は、保健・医療・福祉・介護のために、専門性の高い知識と技術を持ってその社会的使命を遂行するために、常に努力しなければならない。また専門職として責任ある行為をし、その名称を辱める行為をしてはならない。
- 職員は、すべての法律・条例等を遵守しなければならない。
- 職員は、生涯学習しなければならないことを自覚し、自己研鑽に励み科学を探求する努力を惜しんではならない。
- 職員は、他の関連職種と協力してチーム医療・介護の一員として貢献しなければならない。
- 職員は、人権を尊重し、すべての人に平等かつ親切に接しなければならない。また地域住民の信頼を得られるよう、常に高い品行の維持に努めなければならない。
- 職員は、職務上知り得た情報について、在職中はもとより退職後においても秘密を守らなければならない。
- 職員は、不当な報酬を得てはならない。

理事長 永原宏道

2007年 6月 1日

2010年 4月 1日

2013年 4月 1日

2020年 4月 1日

2023年 4月 1日